

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、平成 30 年度における姫路市が障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、姫路市の全ての組織とする。

3 調達を推進する物品等

障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）とする。

4 物品等の調達目標

今年度の調達目標（物品及び役務の合計額）を、次のとおりとする。

目標額：40,000 千円

5 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 障害者就労施設等の情報提供

発注の円滑化を図るため、障害者就労施設等が供給する物品等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行う。

(2) 随意契約による調達

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用し、物品等の調達を行う。

(3) 共同受注窓口からの調達

障害者就労施設等へのあっせん・仲介を目的とする共同受注窓口から物品等を調達する場合については、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うものとし、共同受注窓口である特定非営利活動法人兵庫セルフセンターを活用し、物品等の調達を行う。

6 調達に当たり留意すべき事項

物品等の調達に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 調達の可能性の検討

物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努めるものとする。

(2) 計画的な発注

物品等の発注は、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定及び発注量に努めるものとする。

(3) 障害者就労施設等に対する情報提供

物品等の調達に際しては、障害者就労施設等に対して性能、規格等必要な事項について丁寧に説明するよう努めるものとする。

7 調達実績の公表

調達方針に基づき調達した物品等の調達実績について、年度終了後、概要を取りまとめ、公表するものとする。

8 調達方針に基づく担当窓口

調達方針に基づく担当窓口は、障害福祉課とする。